

1	令和7年度 第12回厚真町農業委員会総会議事録
	令和8年3月31日（火） 午前9時30分から
2	令和7年度 第12回厚真町農業委員会総会を総合福祉センター第2会議室に招集する。
3	出席委員 14名（定員14名） 会長 14番 小谷和宏 職務代理 13番 高橋有悦 委員 1番 早坂信一 2番 岡嶋修司 3番 藤本裕一 4番 上田輝美 5番 中島純一 6番 中島広幸 7番 長谷川和司 8番 斉藤 仁 9番 澤田和博 10番 工藤英暢 11番 安田久美子 12番 米澤慶一
4	議事日程 第1 議事録署名委員の指名 第2 会期の決定 第3 諸般の報告 第4 令和8年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案) 第5 農業者年金業務報告 第6 報告第1号 令和8年度農業委員会歳出予算 第7 報告第2号 各諸証明の発行 第8 報告第3号 農用地あっせん 第9 報告第4号 現況証明の専決処分 第10 議案第1号 現況証明 第11 議案第2号 賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認 第12 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請 第13 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請 第14 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案 第15 決議案第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議 第16 農地移動適正化あっせん委員の指名
5	議事に参与した者（事務局職員） 大垣事務局長 石間主査、奥井主事
事務局（大垣局長）	ただ今から、令和7年度 第12回総会を開催いたします。 開催にあたりまして、小谷会長よりご挨拶を申し上げます。
議長	【会長挨拶】
事務局（大垣局長）	本日の出席委員は、14名中14名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、厚真町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は小谷会長にお願いいたします。
6	議 事
議長	これより、議事に入ります。（午前9時30分） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

	日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 厚真町農業委員会会議規則第12条第1項の規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」の声あり】
議長	それでは、安田委員、米澤委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の大垣事務局長、石間主査、奥井主事を指名いたします。
議長	日程第2 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。 これに、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」と声あり】
議長	「異議なし」と認めます。 したがって、本総会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。
議長	日程第3 諸般の報告を行います。 諸般の報告は、お手元に配布のとおりでありますので、報告済みといたします。
議長	日程第4 「令和8年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」の報告を行います。事務局から、説明をお願いします。
事務局(石間主査)	本日お手元に配布しております「令和8年度最適化活動の目標の設定等」をご覧ください。 農業委員会では毎年、翌年度の最適化活動の目標を3月末までに設定し、4月末までに公表したうえで、都道府県知事へ報告することとなっております。 この取扱いに基づき、令和8年度の最適化活動の目標の設定について報告いたします。 まず、最適化活動とは、農業委員会が日常的に取り組む、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入者の促進に関する取組を指します。 この最適化活動は、農業委員が行う必須の業務と位置付けられております。 本日は、資料のうち、昨年度の目標から変更となった点を中心にご説明いたします。 I 令和8年4月1日現在の農業委員会の状況 1 農業委員会の現在の体制 については、昨年度から変更はありません。 2 農家・農地等の概要 についてです。 総農家数、農業経営体数、基幹的農業従事者数については、2020年農林業センサスの数値を使用しているため、変更はありません。 認定農業者は172名で、昨年度から6名減となっております。 また、関係機関による審査会で認定された認定新規就農者は15名で、昨年度から4名増となっております。 耕地面積については、農林水産省が公表する統計を基に算出しております。 総面積は変更ありませんが、田・畑の内訳に若干の変動があります。令和7年度は、田が2,970ha、畑が2,600ha となっております。 1 ページおめくりください。 II 最適化活動の目標 1 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積 について まず現状ですが、管内の農地面積は5,570ha、令和6年度3月末までの集積面積は4,743ha で、集積率は85.2%となっております。 次に目標です。令和12年度までの集積率は95%を目標としております。

	この数値は北海道が掲げている目標であり、また、令和4年度に策定した厚真町の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」においても定めている数値です。 令和8年度の目標は、新規集積面積が110ha、集積面積が4,853ha、集積率が87.1%です。これらは、令和12年度までの集積率目標95%を達成するために算出した数値です。 (2) 遊休農地の発生防止・解消 について 令和7年度末時点で、本町では遊休農地はありません。 このため、目標・実績ともに0として設定しております。 (3) 新規参入の促進 について 現状として令和7年度の新規参入者は3名、経営面積は2.4haとなっております。 目標としては、新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得たうえで公表する農地面積を53.2haと設定しております。 この数値は、令和4年度から令和6年度までの、農地法3条や利用集積計画による権利移動面積の平均の1割以上を設定するよう定められていることから、このような数値となっております。 2 最適化活動の活動目標 (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標 について 昨年度と同様、1人当たりの活動日数は1か月10日、最適化活動を行う農業委員の人数は14人としております。 (2) 活動強化月間の設定目標 について 昨年度と同様、活動強化月間は年3回設定しております。 (3) 新規参入相談会について 昨年度と同様、目標の新規参入相談会への参加回数を1回として設定しております。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、質疑はありませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	質疑なしと認めます。 したがって、令和8年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」は、報告のとおりといたします。
議長	日程第5 農業者年金業務報告を行います。 事務局から、説明をお願いします。
事務局(奥井主事)	本日配布しております、農業者年金処理台帳をご覧ください。 3月分の処理状況でございますが、受付番号20番及び38番死亡関係届出書2件。 受付番号21～22番及び39～40番 旧制度及び新制度の裁定請求書4件 受付番号24番 特定処分対象農地等及び特定農業用施設処分届 受付番号25番～33番及び36番～37番 再加入の通常加入申込書11件 受付番号34番～35番 短期被用者年金期間該当申出書 以上のとおり処理しています。 受付番号23番 特定処分対象農地等及び特定農業用施設返還届 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、質疑はありませんか。

	【「ありません」と声あり】
議長	したがって、「農業者年金業務報告」は、報告のとおりといたします。
議長	日程第6 報告第1号「令和8年度農業委員会歳出予算」を議題とします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局 (大垣事務局長)	議案書1ページでございます。 報告第1号 令和8年度農業委員会歳出予算について。 令和7年度農業委員会歳出予算が決定しましたので報告いたします。 別冊の説明資料より説明いたします。1ページをお開きください。 農業委員会費につきましては今年度予算額、全体で11,687千円。 その内特定財源が道支出金で、1,836千円。その他財源592千円でございます。 対前年度で30万3千円の増となっております。 事業別にご説明を申し上げます。 事業番号111番農業委員会委員費 943千円 前年度対比で475千円の増となっております。 3月定例会におきまして、別冊でお配りをしています、厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例の改正案が提案されまして、提案どおり可決されています。 農業委員におきましても4月以降支給される報酬が増額となります。 金額ですけれども、会長におかれましては、改正後72千円で4千円の増額。 職務代理におかれましては47千円で2千円の増額 委員の皆さまにおかれましては42千円で2千円の増額とい改定案が議決されてございます。 なお、予算書記載の金額については改訂前の金額で決定してございます。 そのため、年度途中での予算の補正を予定しております。 続いて説明資料3ページ4ページをお開きください。 事業番号201番一般管理事業でございます。 予算額は1,054千円、111千円の減でございます。 職員旅費について、地方連会長の職員随同行旅費を町の予算で計上していましたが、地方連の方から支出することになったことに伴いまして、減額となります。 事業番号445番 農業経営基盤強化促進対策事業 予算額386千円 千円の増額 こちらは農業委員会地区協力員の報酬などとなっております。 続いて事業番号446番 農業後継者対策事業 予算額711千円 36千円の減 減額理由は、グリーンアドバイザー研修の参加報償ということで、職員旅費の減額となっております。 また、婚活事業につきましては、現在、複業人材のアドバイスを受けながらこれまでの取組の総括を進めてございます。 本年は委員の改選年でもありますので、従来どおりの事業が実施できるよう前年度と同額の予算で要求してございますが、新体制のもとで必要な事業内容を実施計画いただければと考えております。 また、仮に事業内容見直しを行う場合に予算の執行残が発生する場合が想定されますが、その場合も事務局といたしましては、予算要求の段階で財政部局と協

	議を進めきていく流れとなっております。 そのため、仮に予算が余ったとしても、その事業実績があるからと直ちに来年度の予算要求で予算が減るという影響を与えることはございませんので、その辺りはご安心いただければと思います。 必要な予算を要求していくと考えてございます。 最後に事業番号 447 農業者年金事業 予算額 106 千円で 30 千円の減でございます。こちら職員旅費、パンフレットの購入費を精査したことによる減でございます。 8 年度予算の説明につきましては以上でございます。
議長	ありがとうございます。 これより、報告第 1 号に対する質疑を許します。 何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	したがって、報告第 1 号「令和 8 年度農業委員会歳出予算」については、報告のとおりといたします。
議長	日程第 6 報告第 2 号「各諸証明の発行」を議題とします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書 2 ページをお開きください。 報告第 2 号 各諸証明の発行について 厚真町農業委員会処務規程第 4 条第 1 項の規定により下記のとおり発行したので、報告する。 令和 8 年 3 月 31 日提出厚真町農業委員会会長 証明番号 22～26 番 営農証明 5 件 証明番号 27 番 現況証明 1 件を記載の通り発行しております。申請人につきましても、右に記載のとおりです。 以上で報告を終わります。
議長	ありがとうございます。これより、報告第 2 号に対する質疑を許します。 何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	したがって、報告第 2 号「各諸証明の発行」については、報告のとおりといたします。
議長	日程第 8 報告第 3 号「農用地あっせん」1 番～3 番を議題とします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	報告第 3 号 農用地あっせんについて 次のとおり農用地あっせんを実施したので報告する 令和 8 年 3 月 31 日 厚真町農業委員会会長 1 番 申出人 ○○市 ■■ 申出日 令和 7 年 12 月 15 日 売買 あっせんを受けたい理由、所有地の処分 あっせん委員指名年月日 安田委員、中島純一委員、上田委員を令和 7 年 12 月 23 日の総会で指名しております。 あっせんを実施した農地、価格ですが、 所在 ○○番○以下 6 筆記載のとおりです。 地目 田及び畑 地積 6 筆合計 31,788 m² 相手方 ○○ ■■ あっせん月日 令和 8 年 2 月 28 日 1 回で成立しています。

事務局(奥井主事)	2 番 申出人 ○○ ■■ 申出日 令和 8 年 1 月 21 日 売買 あっせんを受けたい理由、所有地の処分 あっせん委員指名年月日 米澤委員、高橋職務代理、早坂委員を令和 8 年 1 月 30 日の総会で指名しております。 あっせんを実施した農地、価格ですが、 所在 ○○番○以下 7 筆記載のとおりです。 地目 田及び畑 地積 7 筆合計 31,953.37 m² ○○ ■■ あっせん月日 令和 8 年 3 月 5 日 不成立としています。こちらは今後、1500 万円の控除がある、買入協議を行い貸付けタイプとして公社へ処分後、数年間の貸付けを行います。 3 番 申出人 ○○ ■■ 申出日 令和 8 年 1 月 21 日 売買 あっせんを受けたい理由、所有地の処分 あっせん委員指名年月日 米澤委員、高橋職務代理、早坂委員を令和 8 年 1 月 30 日の総会で指名しております。 あっせんを実施した農地、価格ですが、 所在 ○○番○以下 5 筆記載のとおりです。 地目 畑 地積 5 筆合計 48,660 m² 相手方 ○○ ■■ あっせん月日 令和 8 年 3 月 5 日 不成立としています。こちらは今後、1500 万円の控除がある、買入協議を行い貸付けタイプとして公社へ処分後、数年間の貸付けを行います。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 ここで、あっせんについて補足説明を求めます。1 番を安田委員お願いします。
安田委員	■■■さんは■■■さんの息子で、息子さんの家に■■■さんが 10 年程間暮らしておりましたが、おとし亡くなりまして、土地を処分したいというと、■■■さんが 40 年間賃貸してしまっていて、今回その売買になりましたのでお願いいたします。
議長	ありがとうございます。続いて 2 番から 3 番を米澤委員お願いします。
米澤委員	■■■さんは○○の■■■さんの奥さんでございます。 結果的に不成立となっていますけれども、2 番 3 番は同時にあっせんを行っております。 お互いに合意した金額が 800 万円を超えるということで、■■■さんの方から 1,500 万円控除を使いたいということで要望があり、不成立となっていますので、お願いいたします。
議長	ありがとうございます。 これより、報告第 3 号 1～3 番に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	したがって、報告第 3 号「農用地あっせん」1～3 番については、報告のとおりといたします。
議長	次に、報告第 3 号「農地移動適正化あっせん」4 番を議題といたします。本件については、委員に関する案件でありますので、農業委員会法第 31 条の規定により、長谷川委員は退席をお願いいたします。
長谷川委員	【退席：午前 9 時 53 分】
議長	それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局(奥井主事)	4 番 申出人 ○○ ■■ 申出日 令和 8 年 2 月 26 日 ○○ あっせんを受けたい理由、所有地の処分 あっせん委員指名年月日工藤委員、斉藤委員、岡嶋委員を令和 8 年 2 月 27 日の総会で指名しております。 あっせんを実施した農地、価格ですが、 所在 ○○番○以下 3 筆記載のとおりです。 地目 田及び畑 地積 3 筆合計 31,841 m² 相手方 ○○ ■■ あっせん月日 令和 8 年 3 月 13 日 1 回で成立しています。
議長	事務局の説明が終わりました。 ここで、あっせんについて、補足説明を求めます。 あっせん委員を代表しまして、工藤委員お願いします。
工藤委員	■■さんが高齢ということで、売買となり、あっせんについては同居人の家族の方がいらっしゃっての話し合いとなりました。 価格も適当かと思いますのでお願いいたします。
議長	ありがとうございます。 これより、報告第 3 号 4 番に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	したがって、報告第 3 号「農用地あっせん」4 番については、報告のとおりといたします。
長谷川委員	【着席：午前 9 時 55 分】
議長	日程第 9 報告第 4 号「現況証明の専決処分」 についてを議題といたします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書 4 ページをご覧ください。 報告第 4 号 現況証明の専決処分について。 厚真町農業委員会現況証明願事務処理内規第 3 条第 2 項の規定により、下記の現況証明願専決処分したので報告する。令和 8 年 3 月 31 日提出、厚真町農業委員会会長。 1 番 所在 ○○-○ 公簿地目 畑 申請現況 宅地 合計 548 m² 願出人 ○○ ■■ 所有者 同左 願出理由、地目変更登記のため、調査結果 農地・採草放牧地以外と判断しております。私の方で現地確認しております。 説明資料 5 ページをご覧ください。 5 ページ目に申請地位置図、6 ページ目に地番図、7 ページ目に写真図、8 ページ目に現地写真になります。 こちらは現況地目が宅地になっていることと面積が小さく市街化区域の土地ですので、非農地と判断しています。 以上で報告を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 これより、報告第 4 号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	質疑なしと認めます。したがって、報告第 4 号「現況証明の専決処分」については、報告のとおりといたします。
議長	日程第 10 議案第 1 号 「現況証明」を議題といたします。 事務局より、説明をお願いいたします。

事務局(奥井主事)	議案書 5 ページをお開きください。 議案第 1 号 現況証明について 次のとおり現況証明願があったので提出する。 令和 8 年 3 月 31 日提出 厚真町農業委員会会長 1 番 所在 ○○番○ 記載の通りでございます。 公簿地目 原野 申請現況 畑。農地と判定しています。 地積 6,068 m² 願出人・所有者 ○○ ■■。 願出理由 地目変更登記のため。 説明資料 9 ページをご覧ください。 9 ページ目に申請地位置図。10 ページ目に地番図。11 ページ目に写真図でございます。 12 ページをご覧ください。現地写真になります。 米澤委員、高橋職務代理、早坂委員で現地確認を行い農地と判断しております。 議案書に戻りまして、2 番 所在 ○○番○ 記載の通りでございます。 公簿地目 畑 申請現況 山林。農地採草放牧地以外と判定しています。 地積 108 m² 願出人・所有者 ○○ ■■。 願出理由 地目変更登記のため。 説明資料 13 ページをご覧ください。 13 ページ目に申請地位置図。14 ページ目に地番図。15 ページ目に写真図でございます。 16 ページをご覧ください。現地写真になります。 安田委員、中島純一委員、上田委員で現地確認を行い農地以外と判断しております。 3 番 所在 ○○番○以下 3 筆 記載の通りでございます。 公簿地目及び申請現況は記載のとおりとなっています。 ○○番○については畑、他 2 筆を農地採草放牧地以外と判定しています。 地積 3 筆合計 4,094.22 m² 願出人・所有者 ○○県 ■■。 願出理由 地目変更登記のため。 説明資料 17 ページをご覧ください。 17 ページ目に申請地位置図。18 ページ目に地番図。19 ページ目に写真図でございます。 20 ページをご覧ください。現地写真になります。 米澤委員、高橋職務代理、早坂委員で現地確認を行い農地採草放牧地以外と判断しております。
議長	事務局の説明が終わりました。ここで地区担当より補足説明を求めます。1 番、3 番を米澤委員お願いいたします。

米澤委員	1 番ですけれども、公社事業を使うにあたって現況地目と登記地目を揃える必要がございます、写真を見て頂ければと思いますが、鹿フェンスが囲っており、中には作物が作付されているということで、畑と判断しています。 続いて 3 番ですが、〇〇につきましては、■■■さんが賃貸している水田に隣接する農地でございますが、■■■さんの方で草刈り等をして管理されているということで、畑と判断しております。 下の 2 つについては、■■■さんはもともと〇〇にいましたが、40 年 50 年程前に〇〇地区へ越されてからは一切手がついていない状態でしたので、非農地と判断しています。
議長	ありがとうございます。続いて 2 番を安田委員お願いします。
安田委員	■■■さんの申請地ですが、現地確認した結果、非農地と判断しています。現況申請の山林のとおり変更願います。
議長	ありがとうございます。これより、議案第 1 号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	それでは、議案第 1 号について起立により採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。したがって、議案第 1 号「現況証明」については、原案のとおり可決されました。
議長	日程第 9 議案第 2 号 「賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認」1～5 番を議題といたします。
事務局(奥井主事)	議案書 6 ページでございます。 議案第 2 号 賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認について。 農地法第 18 条第 6 項の規定により、通知のあった合意解約について、同法第 18 条第 1 項の許可を受けることを要しないものであるかどうか、審議を求める。 令和 8 年 3 月 31 日提出、厚真町農業委員会会長。 農地法第 18 条第 1 項の許可でございますが、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約などの通知を行う場合は、都道府県知事の許可が必要となります。但し、知事の許可を必要としない要件に該当する場合は、この限りではないとなっております。その要件として、合意による解約が農地の引き渡し前の 6 カ月以内に成立した合意によって行われる場合は、知事の許可を必要としないとなっております。 本文に戻ります。 1 番、賃借人 〇〇 ■■■ 賃貸人 〇〇 ■■■ 所在、〇〇番〇〇以下 5 筆 記載のとおりでございます。 面積 5 筆 合計 47,567 m²。 合意解約成立年月日、令和 8 年 3 月 2 日。 土地の引渡し時期、令和 8 年 3 月 31 日でございます。 2 番から 4 番についてまとめて説明いたします。 賃借人 ■■■、賃貸人 2 番～4 番にかけて記載の通りです。 所在及び面積、解約年月日、引渡し時期につきましても記載の通りとなっております。

事務局(奥井主事)	5 番 賃借人 ○○ ■■ 賃貸人 ○○県 ■■ 所在、○○番○ 記載のとおりでございます。 面積 12,375 m²。 合意解約成立年月日、令和 8 年 3 月 23 日。 土地の引渡し時期、令和 8 年 3 月 31 日でございます。 以上のことから、農地法第 18 条第 1 項の知事の許可を必要としない要件の、農地の引き渡しを行う期限前の 6 カ月以内に成立した合意解約に該当することから、本案件については、農地法第 18 条の規定に基づき、賃貸借の解約が成立していると考えられます。よろしくご審議のほどお願いいたします。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、議案第 2 号 1～5 番に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	それでは議案第 2 号 1～5 番について起立により採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。したがって、議案第 2 号「賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認」1～5 番については、原案のとおり可決されました。
議長	続いて 6 番～7 番を議題といたします。この件については、委員に関する案件でありますので、農業委員会法第 31 条の規定により、澤田委員は退席をお願いいたします。
澤田委員	【退席：午前 10 時 15 分】
議長	それでは事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書 6 ページでございます。 6 番 賃借人 ○○ ■■ 賃貸人 ○○ ■■ 所在、○○番○以下 3 筆 記載のとおりでございます。 面積 3 筆 合計 57,586 m²。 合意解約成立年月日、令和 8 年 3 月 4 日。 土地の引渡し時期、令和 8 年 3 月 31 日でございます。 7 番 賃借人 ○○ ■■ 賃貸人 ○○ ■■ 所在、○○番○以下 3 筆 記載のとおりでございます。 面積 3 筆 合計 68,875 m²。 合意解約成立年月日、令和 8 年 3 月 4 日。 土地の引渡し時期、令和 8 年 3 月 31 日でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、議案第 2 号 6 番～7 番に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	それでは、議案第 2 号 6 番～7 番について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。したがって、議案第 2 号「賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認」6 番～7 番については、原案のとおり可決されました。
澤田委員	【着席：午前 10 時 17 分】
議長	続いて 8 番を議題といたします。この件については、委員に関する案件でありますので、農業委員会法第 31 条の規定により、早坂委員は退席をお願いいたします。

早坂委員	【退席：午前 10 時 17 分】
議長	それでは事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書 7 ページでございます。 8 番 賃借人 ○○ ■■ 賃貸人 ○○ ■■ 所在、○○番○以下 10 筆 記載のとおりでございます。 面積 10 筆 合計 31,258 m ² 。 合意解約成立年月日、令和 8 年 3 月 19 日。 土地の引渡し時期、令和 8 年 3 月 31 日でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、議案第 2 号 8 番に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	それでは議案第 2 号 8 番について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。したがって、議案第 2 号「賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認」8 番については、原案のとおり可決されました。
早坂委員	【着席：午前 10 時 19 分】
議長	続いて 9 番を議題といたします。この件については、委員に関する案件でありますので、農業委員会法第 31 条の規定により、藤本委員は退席をお願いいたします。
藤本委員	【退席：午前 10 時 19 分】
議長	それでは事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	説明に入る前に訂正がございます。解約理由が法人化と記載されていますが、正しくは、売買を希望するためでございます。 申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。 議案書 7 ページでございます。 9 番 賃借人 ○○ ■■ 賃貸人 ○○ ■■ 所在、○○番○以下 4 筆 記載のとおりでございます。 面積 4 筆 合計 37,941 m ² 。 合意解約成立年月日、令和 8 年 3 月 23 日。 土地の引渡し時期、令和 8 年 3 月 31 日でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、議案第 2 号 9 番に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	それでは、議案第 2 号 9 番について起立により採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。したがって、議案第 2 号「賃貸借契約の合意解約通知の成立状況の確認」9 番については、原案のとおり可決されました。
藤本委員	【着席：午前 10 時 21 分】
議長	日程第 12 議案第 3 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」1～4 番を議題といたします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書 8 ページです。 議案第 3 号 農地法第 3 条の規程による許可申請について。 次のとおり農地法第 3 条の許可申請があったので可否について審議を求める。 令和 8 年 3 月 31 日提出、厚真町農業委員会会長。

事務局(奥井主事)	1 番、土地の表示、所在 ○○番地先 現況地目 田。地積 801.82 m²。 貸主 札幌市 財務省 北海道財務局長。借主 ○○ ■■。 契約内容につきましては 賃貸借でございます。 説明資料 21 ページをお開き下さい 21 ページに申請地の位置図。続いて 22 ページに地番図、23 ページに写真図でございます。 24 ページに農地法 3 条調査書でございます。 表の 1 番上でございます。 第 2 項第 1 号 全部効率要件でございます。 借主は地域の中核農家であり、申請地は賃借人の耕作地の地先のため、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できると見込まれます。 表の一番下、第 2 項第 6 号 地域調和要件ですが、借主の耕作地の地先であり、本件の権利取得により、地域に影響は生じないものと見込まれます。以下他要件にもいずれも該当いたしません。 以上のことから、許可相当と判断しております。 議案書に戻りまして 2 番でございます。 所在 ○○ 172 番 1 現況地目 畑 地積 内面積 2000 m² 貸主 ○○ ■■ 借主 京町 厚真町長 契約内容 賃貸借 でございます。 説明資料 25 ページをお開きください。 25 ページに位置図、26 ページに地番図、27 ページに写真図でございます 12 ページに農地法 3 条調査書でございます。 表の 1 番上でございます。 第 2 項第 1 号 全部効率要件でございます。 厚真町農業担い手育成センターが研修農場用地として利用するため農地を賃貸するものであり、施行令第 2 条第 1 項ロに該当する。 続いて 第 2 項第 4 号 農作業常時従事要件でございますが、研修農場の研修生につきましては農作業を行う必要がある日数について支障なく農作業に従事すると見込まれます。 表の一番下、第 2 項第 6 号 地域調和要件ですが、本件の権利取得により、地域に影響は生じないものと見込まれます。以下他要件にもいずれも該当いたしません。 以上のことから、許可相当と判断しております。 議案書に戻りまして 3 番でございます。 所在 ○○番以下 2 筆 現況地目 畑 地積 2 筆合計 5000 m² 貸主 ○○ ■■ 借主 京町 厚真町長 契約内容 賃貸借でございます。 説明資料 29 ページをお開きください。 29 ページに位置図、30 ページに地番図、31 ページに写真図でございます 32 ページに農地法 3 条調査書でございます。 表の 1 番上でございます。 第 2 項第 1 号 全部効率要件でございます。 厚真町農業担い手育成センターが研修農場用地として利用するため農地を賃貸するものであり、施行令第 2 条第 1 項ロに該当する。 続いて 第 2 項第 4 号 農作業常時従事要件でございますが、研修農場の研修生につきましては農作業を行う必要がある日数について支障なく農作業に従事すると見込まれます。
-----------	---

事務局(奥井主事)	表の一番下、第2項第6号 地域調和要件ですが、本件の権利取得により、地域に影響は生じないものと見込まれます。以下他要件にもいずれも該当いたしません。 以上のことから、許可相当と判断しております。 議案書に戻りまして4番でございます 所在 ○○番○ 現況地目 畑 地積 内面積 3,000 m² 貸主 ○○ ■■ 借主 京町 厚真町長 契約内容 賃貸借 でございます。 説明資料 33 ページをお開きください。33 ページに位置図、34 ページに地番図、35 ページに写真図でございます。36 ページに農地法3条調査書でございます。 表の1番上でございます。厚真町農業担い手育成センターが研修農場用地として利用するため農地を賃貸するものであり、施行令第2条第1項口に該当する。 続いて第2項第4号 農作業常時従事要件でございますが、研修農場の研修生につきましては農作業を行う必要がある日数について支障なく農作業に従事すると見込まれます。 表の一番下、第2項第6号地域調和要件ですが、本件の権利取得により、地域に影響は生じないものと見込まれます。以下他要件にもいずれも該当いたしません。以上のことから、許可相当と判断しております。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、議案第3号1～4番に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	それでは、議案第3号1～4番について起立により採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。したがって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」1～4番については、原案のとおり可決されました。
議長	続いて5番を議題といたします。この件については、委員に関する案件でありますので、農業委員会法第31条の規定により、澤田委員は退席をお願いいたします。
澤田委員	【退席：午前10時29分】
議長	それでは事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	4番、所在 ○○番○以下13筆 現況地目は記載のとおりでございます。 地積 13筆 133,625 m²。 貸主 貸主 ○○ ■■ 借主 ○○ ■■。 契約内容につきましては 使用貸借でございます。 説明資料 37 ページをお開き下さい。37 ページに申請地の位置図。続いて 38 ページ～40 ページに地番図、41 ページ～43 ページに写真図でございます。 44 ページに農地法3条調査書でございます。 表の1番上でございます。 第2項第1号 全部効率要件でございます。 借主は地域の中核農家が法人化したものであり、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。 表の一番下、第2項第6号 地域調和要件ですが、本件の権利取得により、地域に影響は生じないものと見込まれます。以下他要件にもいずれも該当いたしません。 以上のことから、許可相当と判断しております。

議長	事務局の説明が終わりました。これより、議案第3号5番に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第3号5番について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。したがって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」5番については、原案のとおり可決されました。
澤田委員	【着席：午前10時31分】
議長	日程第13 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書9ページでございます。 議案第4号 農地法第5条の許可処分について。 次のとおり農地法第5条の許可申請があったので提出いたします。 令和8年3月31日提出、厚真町農業委員会会長。 1番、土地の表示、所在 ○○番○でございます。 地目 現況 畑でございます。面積 558㎡。 契約内容、使用貸借でございます。 目的は、農業用施設建設のためでございます。 種地区分、農用地区域内農地でございます。 転用計画の内容でございますが、農舎 199.33㎡ 資材置場 87.26㎡ 通路 271.41㎡でございます。 所有者 ○○ ■■■。転用者 ○○ ■■■。 申請の理由につきましては、大規模経営に伴い、法人を設立し、今後も規模拡大を予定しており、農機具格納や農作物収穫後の保管、作業効率等の効率化をはかるための施設を建築したいためでございます。 説明資料をご覧ください。45ページでございます。 45ページに申請地の位置図、46ページに申請地の地番図、47～48ページに写真図でございます。 49ページから51ページに添付資料でございます。 52ページの農地転用許可申請に係る審査表をご覧ください。 大きい1番 立地基準、 (1) 農地区分の判断につきましては、農業振興地域整備計画における農用地区域内農地にある農地と判断しております。 (2) 上記により判断した理由につきましては、申請地は、農業振興地域整備計画図により確認した結果、農用地区域内農地であることを確認しております。 裏面53ページでございます。 (3) 申請地以外に代替地がないと判断した理由。大規模経営に伴い、法人を設立し、今後も規模拡大を予定しており、農機具格納や農作物収穫後の保管、作業効率等の効率化をはかるため見地から見て、やむを得ないと認められるためでございます。

事務局(奥井主事)	大きい2番、一般基準 (1)事業実施の確実性 資力及び信用があると認められる。 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ている。 申請に係る用途に遅滞なく供する見込みがある。 申請地と一体的に事業に供する土地（非農地）の利用の見込みがある 申請面積が事業の目的からみて適正であると認められる。 (2)被害防除の妥当性でございます。 土砂の流出又は崩壊等災害の発生させるおそれがない。 農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさない。 集团的に存在する農地を蚕食又は分断するおそれがない。 周辺の農地における日照、通風等に支障を及ぼすおそれがない。 農道、ため池その他の農地の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない。 55 ページでございます。 大きい4番、例外許可事由の該当状況。 農地法第4条第6項第1号でございます。 こちらにつきましては、農業施設建設の場合は、転用をすることが出来ると認められております。 大きい5番、総合判断。 農用地区域内農地に申請者が農業用施設を建設するものである。 農用地区域内農地においては、農業用施設用地に供する場合には許可することができます。 立地基準及び一般基準の判断の結果、許可相当と認められる。 本事業計画には実施の確実性があり、被害防除が発生するおそれがない。 よって許可相当と認められる。 以上のことから、許可相当と判断をしております。
議長	事務局の説明が終わりました。これより、議案第4号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第4号について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。したがって、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」については、原案のとおり可決されました。
議長	日程第14 議案第5号 「農用地利用集積等促進計画案」1番を議題といたします。所有権移転関係を事務局より説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書10ページをお開き下さい。 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案について。 厚真町からの事務委任をうけ、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成した、下記の農用地利用集積等促進計画の案について審議を求める。 また、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを公益財団法人北海道農業公社へ要請することについて決定を求める。 令和8年3月31日提出、厚真町農業委員会会長。 議案書11ページでございます。 1番 所有権の移転を受けるもの、〇〇 ■■

	所有権を移転するもの ○○市 ■■ 中間管理者 札幌市 北海道農業公社 所在 ○○番○以下 6 筆 地目 記載のとおりです。 面積 6 筆合計 31,788 m² 所有権の移転時期 こちらは公告日と同日になります。 対価 合計○○円で単価○○円 手数料及び消費税として、始めに上段受け手の■■さんですが、1%の手数料として、○○円 手数料に係る消費税として、○○円。こちらの2つを合わせた ○○円が公社へ振込金額になります。 続いて下段、出しての■■さんですが、2%の手数料として○○円 消費税○○円 こちらを対価から差し引きますと、○○円になり、こちらが■■さんへ振込まれる金額になります。対価の支払方法は指定口座振込。支払期限につきましては、受け手は7月17日まで、公社は8月5日が期限となっています。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 この件につきましては、先ほど報告第3号で承認をいただいておりますので、地区担当委員の意見は省略いたします。
議長	これより、議案第5号所有権移転関係1番に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第5号所有権移転関係1番について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、議案第5号「農用地利用集積等促進計画案 所有権移転関係」1番については、原案のとおり可決されました。
議長	続いて「農用地利用集積等促進計画案 所有権移転関係」2番を議題といたします。この件については、委員に関する案件でありますので、農業委員会法第31条の規定により、長谷川委員は退席をお願いいたします。
長谷川委員	【退席：午前10時41分】
議長	それでは事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	2番 所有権の移転を受けるもの、○○ ■■ 所有権を移転するもの ○○ ■■ 中間管理者 札幌市 北海道農業公社 所在 ○○番○以下 3 筆 地目 記載のとおりです。 面積 3 筆合計 31,841 m² 所有権の移転時期 こちらは公告日と同日になります。 対価 合計○○円 手数料及び消費税として、始めに上段受け手の■■さんですが、1%の手数料として、○○円 手数料に係る消費税として、○○円。こちらの2つを合わせた ○○円が公社へ振込金額になります。 続いて下段、出しての■■さんですが、2%の手数料として○○円 消費税○○円 こちらを対価から差し引きますと、○○円になり、こちらが■■さんへ振込まれる金額になります。 対価の支払方法は指定口座振込。支払期限につきましては、受け手は7月3日まで、公社は7月17日が期限となっています。
議長	事務局の説明が終わりました。 この件につきましては、先ほど報告第3号で承認をいただいておりますので、地区担当委員の意見は省略いたします。

議長	これより、議案第 5 号所有権移転関係 2 番に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案 所有権移転関係」2 番について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画案 所有権移転関係」2 番については、原案のとおり可決されました。
長谷川委員	【着席：午前 10 時 44 分】
議長	続いて、賃貸借関係 1 番～20 番を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	先月の総会と同様、更新時期ということで、件数が多くなってきております。つきましては新規案件のみ読み上げさせていただきます。 議案書 12 ページでございます。 3 番 受け手 ○○ ■■■ 出し手側 3 番 ○○市 ■■■ 設定する土地 ○○番以下 3 筆記載のとおりでございます。 地積 28,394 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 4. 20～R18. 3. 30 まででございます。 借賃 ○○円で単価○○円及び○○円でございます。 同じく 3 番 受け手 ○○ ■■■ 出し手側 4 番 ○○県 ■■■他 2 名こちら未相続のため、相続人全員の同意を得ての賃貸になります。 設定する土地 ○○番以下 2 筆記載の通りです。 設定する内容 存続期間 R8. 4. 20～R18. 3. 30 まででございます。 借賃 ○○円で単価○○円でございます。 7 番 受け手 ○○ ■■■ 出し手側 8 番 ○○ ■■■ 設定する土地 ○○番以下 5 筆記載のとおりでございます。 地積 5 筆合計 31,831.2 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 4. 20～R18. 3. 31 まででございます。 借賃 ○○円で単価○○円でございます。 議案書 13 ページでございます。 8 番 受け手 ○○ ■■■ 出し手側 9 番 ○○ ■■■ 設定する土地 ○○番以下 記載のとおりでございます。 地積 21,912 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 4. 20～R13. 3. 31 まででございます。 借賃 ○○円で単価○○円でございます。 出し手側 10 番 ○○ ■■■ 設定する土地 ○○番以下 3 筆 記載のとおりでございます。 地積 2 筆合計 30,688 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 4. 20～R13. 3. 31 まででございます。 借賃 ○○円で 単価○○円でございます。

出し手側 11 番 ○○市 ■■■
設定する土地 ○○番○以下 3 筆 記載のとおりでございます。
地積 3 筆合計 25,049 m²でございます。
設定する内容 存続期間 R8. 4. 20～R13. 3. 31 まででございます。
借賃 ○○円で単価○○円でございます。

出し手側 12 番 ○○市 ■■■
設定する土地 ○○番○ 記載のとおりでございます。
地積 8,630 m²でございます。
設定する内容 存続期間 R8. 4. 20～R13. 3. 31 まででございます。
借賃 ○○円で単価○○円でございます。

9 番 受け手 ○○ ■■■ 出し手側 13 番 ○○ ■■■
設定する土地 ○○番○以下 2 筆記載のとおりでございます。
地積 2 筆合計 18,075 m²でございます。
設定する内容 存続期間 R8. 5. 1～R13. 3. 31 まででございます。
借賃 ○○円で単価○○円でございます。

出し手側 14 番 ○○ ■■■
設定する土地 ○○番○ 記載のとおりでございます。
地積 1,822 m²でございます。
設定する内容 存続期間 R8. 5. 1～R13. 3. 31 まででございます。
借賃 ○○円で単価○○円でございます。

出し手側 15 番 ○○ ■■■
設定する土地 ○○番○ 記載のとおりでございます。
地積 6,071 m²でございます。
設定する内容 存続期間 R8. 5. 1～R13. 3. 31 まででございます。
借賃 ○○円で単価○○円でございます。

11 番 受け手 ○○ ■■■ 出し手側 17 番 ○○ ■■■
設定する土地 ○○番以下 5 筆記載のとおりでございます。
地積 5 筆合計 78,554 m²でございます。
設定する内容 存続期間 R8. 4. 20～R13. 3. 31 まででございます。
借賃 ○○円で単価○○円でございます。

12 番 受け手 ○○ ■■■ 出し手側 18 番 ○○ ■■■
設定する土地 ○○番○ 以下 2 筆記載のとおりでございます。
地積 2 筆合計 4,000 m²でございます。
設定する内容 存続期間 R8. 4. 20～R13. 3. 31 まででございます。
借賃 ○○円で単価○○円でございます。

議案書 14 ページでございます。

13 番 受け手 ○○ ■■■ 出し手側 19 番 ○○市 ■■■
設定する土地 ○○番○ 記載のとおりでございます。
地積 3,420 m²でございます。
設定する内容 存続期間 R8. 4. 20～R13. 3. 31 まででございます。

	借賃 使用貸借のため無償でございます。 議案書 15 ページでございます。 19 番 受け手 ○○ ■■■ 出し手側 31 番 ○○ ■■■ 設定する土地 ○○番○ 記載のとおりでございます。 地積 10,400 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 4. 20～R13. 3. 31 まででございます。 借賃 ○○円で 単価○○円でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。 新規設定がありますので、地区担当委員の意見を求めます。賃貸借関係 3 番を安田委員お願いいたします。
安田委員	3 番 4 番の賃貸借案件ですが、以前は■■■さんが耕作しており、牧草を播種していましたが、一番二番の刈取りがなく、雑草が生えた状態で、■■■に確認したところ、今年度からは作付しないということで、隣接地で、■■■さんが、■■■さんの土地を賃貸していましたので、■■■さんが賃貸借する運びになりましたのでお願いいたします。
議長	ありがとうございます。続いて、7～9 番を中島純一委員お願いいたします。
中島純一委員	7.8 番につきまして、■■■さんは今年 2 月で、■■■を息子 2 人で退職しまして、○○地区の会社で借りていた土地を個人で経営することになりましたのでお願いいたします。 9 番につきまして、■■■さんは担い手センターを今年 3 月で卒業しまして、新規就農者として昨年度より畑を探しておりました。 現在、3 件の方から借りることが出来ました。経営としてはハウスでアスパラを栽培し、他トウモロコシを耕作します。将来的にはハウス 15～16 棟の経営を目指しているそうなのでよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。続いて 11 番～13 番を中島広幸委員お願いいたします。
中島広幸委員	11 番の■■■と■■■さんですが、■■■さんが高齢のため今年から営農しないということになりましたので、■■■さんが借りることになりました。 12 番の■■■さんと■■■さんの件ですが、■■■さんが新規就農者して営農していきます。 13 番の■■■さんも新規就農の案件で、昔、■■■さんの前にいた■■■さんという方の親戚の人で今年からいちごをやるということですので、お願いいたします。
議長	ありがとうございます。続いて 19 番を長谷川委員お願いいたします。
長谷川委員	○○さんも新規就農で○○の方に来て頂けるということになりまして、○○さんの家の裏に畑がありまして、元々■■■さんもハウレンソウを作っておりまして、作っていた畑は地力が落ちているということで、隣の畑で 20,000 m²程の一部の畑で営農いたします。 ○○さんのご厚意もあり、○○円ということですのでお願いいたします。
議長	ありがとうございます。それでは、議案第 5 号 賃貸借関係 1 番～20 番に対する質疑を許します。何かございませんか。
早坂委員	3 番案件のみ存続期間が 3 月 30 日までとなっているのはなぜでしょうか。
事務局(奥井主事)	賃貸借を作成する前に契約内容を事前に皆さんに書いていただいていたのですが、基本的にはその通りに作成しているためでございます。
議長	ほかになにかありませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長	これで質疑を終わります。それでは、議案第 5 号 1 番～20 番について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起

	立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画案 1 番～20 番については、原案のとおり可決されました。
議長	続いて、賃貸借関係 21 番を議題といたします。 本案については、私に関する案件であります。 農業委員会法第 31 条の規定により、私は退席となりますので、厚真町農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長を職務代理と交替します。
	【小谷会長退席】 【高橋職務代理は議長席へ】
議長 (高橋職務代理)	会長に代わりまして、本案の採決まで私が議事を進めます。 それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局(奥井主事)	議案書 15 ページでございます。 21 番 受け手 ○○ ■■ 出し手側 33 番 ○○ ■■ 設定する土地 ○○番○ 記載のとおりでございます。 地積 551 m ² でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 7. 1～R15. 3. 31 まででございます。 借賃 ○○円で単価○○円でございます。
議長 (高橋職務代理)	事務局の説明が終わりました。これより、議案第 5 号 21 番に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長 (高橋職務代理)	質疑なしと認めます。それでは、議案第 5 号 21 番について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長 (高橋職務代理)	起立全員であります。 したがって、議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画案 21 番については、原案のとおり可決されました。
	【高橋職務代理は自席へ】 【小谷会長着席】
議長	続いて、賃貸借関係 22 番～23 番を議題といたします。この件については、委員に関する案件でありますので、農業委員会法第 31 条の規定により、澤田委員は退席をお願いいたします。
澤田委員	【退席：午前 11 時 1 分】
議長	それでは事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書 15 ページでございます。 22 番 受け手 ○○ ■■ 出し手側 34 番 ○○ ■■ 設定する土地 ○○番○ 他 2 筆記載のとおりでございます。 地積 3 筆合計 57,586 m ² でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 4. 20～R13. 3. 31 まででございます。 借賃 田○○円で畑で○○円でございます。 続いて議案書 16 ページでございます。 23 番 受け手 ○○ ■■ 出し手側 35 番 ○○ ■■ 設定する土地 ○○番○ 他 2 筆記載のとおりでございます。 地積 3 筆合計 68,875 m ² でございます。

	設定する内容 存続期間 R8. 4. 20～R18. 3. 31 まででございます。 借賃 田〇〇円でございます。 出し手側 36 番 〇〇 ■■■ 設定する土地 〇〇番 他 3 筆記載のとおりでございます。 地積 4 筆合計 61,915 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 4. 20～R18. 3. 31 まででございます。 借賃 田〇〇円でございます。 出し手側 37 番 〇〇 ■■■ 設定する土地 〇〇番 他 2 筆記載のとおりでございます。 地積 2 筆合計 66,450 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 4. 20～R18. 3. 31 まででございます。 借賃 田〇〇円でございます。 出し手側 38 番 〇〇 ■■■ 設定する土地 〇〇番 記載のとおりでございます。 地積 58,152 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 4. 20～R18. 3. 31 まででございます。 借賃 田〇〇円でございます。 出し手側 39 番 〇〇 ■■■ 設定する土地 〇〇番 記載のとおりでございます。 地積 1,940 m²でございます。 設定する内容 存続期間 R8. 4. 20～R18. 3. 31 まででございます。 借賃 田〇〇円でございます。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 新規設定がありますので、地区担当委員の意見を求めます。賃貸借関係 22 番～23 番を中島広幸委員お願いいたします。
中島広幸委員	■■■さんがこれまで賃貸借していたものを法人化したため、新たに■■■へ賃貸を組みなおしたものですので、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。これより、議案第 5 号 22 番～23 番に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第 5 号 22 番～23 番について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画案 22 番～23 番については、原案のとおり可決されました。
澤田委員	【着席：午前 11 時 5 分】
議長	日程第 15 決議案第 1 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を議題といたします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局 (大垣事務局長)	(決議案について読み上げ)

議長	事務局の説明が終わりました。 これより、決議案第1号に対する質疑を許します。 何か、ございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長	質疑なしと認めます。それでは、決議案第1号について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。 したがって、決議案第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」については、原案のとおり可決されました。
議長	日程第16 「農地移動適正化あっせん委員の指名」を議題といたします。 事務局より、説明をお願いします。
事務局(奥井主事)	本日お手元に配布しています、農地移動適正化あっせん委員の指名についてをご覧ください。 本日までに6件の申出があります。 1件目 申出者 ○○県 ■■■ 申出の種類 売買 申出年月日 令和8年3月23日 申出地 所在 ○○番○ 以下2筆記載の通り 地目 田及び畑 地積2筆合計 12,688 m² 2枚目に申出地の位置図、3枚目に地番図、4枚目に写真図を添付しています。 2件目 申出者 ○○ ■■■ 申出の種類 売買 申出年月日 令和8年3月23日 申出地 所在 ○○番○ 以下5筆記載の通り 地目 田及び畑 地積5筆合計 58,811 m² 2枚目に申出地の位置図、3枚目に地番図、4枚目に写真図を添付しています。 3件目 申出者 ○○市 ■■■ 申出の種類 売買 申出年月日 令和8年3月19日 申出地 所在 ○○番○ 以下12筆記載の通り 地目 田及び畑 地積12筆合計 32,825 m² 2枚目に申出地の位置図、3枚目に地番図、4枚目に写真図を添付しています。 4件目 申出者 ○○ ■■■ 申出の種類 売買 申出年月日 令和8年3月16日 申出地 所在 ○○番○ 以下5筆記載の通り 地目 畑 地積5筆合計 11,214 m² 2枚目に申出地の位置図、3枚目に地番図、4枚目に写真図を添付しています。 5件目 申出者 ○○ ■■■ 申出の種類 売買 申出年月日 令和8年3月23日 申出地 所在 ○○番○ 以下4筆記載の通り 地目 田 地積4筆合計 37,941 m² 2枚目に申出地の位置図、3枚目に地番図、4枚目に写真図を添付しています。 6件目 申出者 ○○ ■■■ 申出の種類 売買 申出年月日 令和8年3月3日

	申出地 所在 ○○番○ 以下 6 筆記載の通り 地目 田及び畑 地積 6 筆合計 59,411 m² 2 枚目に申出地の位置図、3 枚目に地番図、4 枚目に写真図を添付しています。
議長	事務局の説明が終わりました。 お諮りいたします。あっせん委員を議長より指名することについて、ご異議ございませんか
	【「ありません」の声あり】
議長	異議なしと認めます。 それでは、あっせん委員を指名いたします。 ○○県 ■■さん の申し出地につきましては、米澤委員、高橋職務代理、早坂委員を指名いたします。なお、指名された委員が都合により出席できない場合は、次の委員に上田委員を指名いたします。 続いて○○ ■■さん の申し出地につきましては、米澤委員、高橋職務代理、早坂委員を指名いたします。なお、指名された委員が都合により出席できない場合は、次の委員に上田委員を指名いたします。 続いて○○ ■■さん の申し出地につきましては、高橋職務代理、米澤委員、中島純一委員を指名いたします。なお、指名された委員が都合により出席できない場合は、次の委員に上田委員を指名いたします。 続いて○○ ■■さん の申し出地につきましては、早坂委員、高橋職務代理、米澤委員を指名いたします。なお、指名された委員が都合により出席できない場合は、次の委員に安田委員を指名いたします。 続いて○○ ■■さん の申し出地につきましては、中島広幸委員、澤田委員、上田委員を指名いたします。なお、指名された委員が都合により出席できない場合は、次の委員に安田委員を指名いたします。 続いて○○ ■■さん の申し出地につきましては、斉藤委員、工藤委員、岡嶋委員を指名いたします。なお、指名された委員が都合により出席できない場合は、次の委員に長谷川委員を指名いたします 指名された委員につきましては、よろしく願いいたします。
議長 (高橋職務代理)	以上、本総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。 これをもって、令和 7 年度第 12 回厚真町農業委員会総会を閉会いたします。 【午前 11 時 15 分閉会】

※以上の顛末を証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____